

## ○ 構造方法等の大臣認定の趣旨等

### 1. 指定建築材料(法第37条)の趣旨

構造計算に強度等の性能値が用いられる重要な材料(例:鋼材、コンクリート、鉄筋)等については、品質が安定的に確保されていることを求めている。

⇒ 建物各部の構造に用いる、さまざまな材料の強度等の性能値が安定していることが、構造計算で設定した建物全体の目標性能を実現するために必要。

### 2. 指定建築材料(法第37条)に係る大臣認定の趣旨

#### ○ 指定建築材料のJIS規格等と大臣認定の関係

指定建築材料	JIS規格等の有無	指定建築材料の大臣認定
鋼材、ボルト、鉄筋、 コンクリート、溶接材料 構造用ケーブル アルミニウム合金材 CLT 等	有り →JIS規格等に適合しないものについては、大臣認定を受ける必要	<u>建築主事が審査できないJIS規格等に適合しない材料について、適切な製造体制により一定の品質が確保されているか審査し認定</u>
<u>免震材料</u> 膜材料 等	<u>無し</u> → <u>全て大臣認定を受ける必要</u>	<u>(鋼材、ボルト、鉄筋、コンクリート、免震材料など281件(H29年度) ※累計約6千件)</u>

# 指定建築材料に関する大臣認定制度の概要②

## ○ 指定建築材料の審査方法

### 1. 性能評価機関の評価員による審査(性能評価)

- 性能評価機関の**評価員が、提出された試験データや品質管理マニュアル等**を確認して審査(書面審査・ヒアリング)。
- 工場等の生産現場において、**①製品の性能試験及び、②品質管理体制の実地確認を実施**(免震材料:平成28年～、その他:平成29年4月～)。

#### 評価員

- ・専門知識を有する大学教授・准教授、試験研究機関の研究者等
- ・2名以上(通常3～5名程度)
- ・通常、評価委員会を開催して申請者へのヒアリング等を実施

性能評価機関が**性能評価書**を作成、申請者に交付

### 2. 国土交通省での大臣認定の審査

- 性能評価機関が必要な項目を全て評価しているかどうかについて、**性能評価書**を確認(書面審査・必要に応じて性能評価機関からヒアリング)

## ○ 指定建築材料の審査事項

### 免震材料等の指定建築材料の審査事項

- (1)品質基準  
(例)免震材料
  - ・免震材料の構成
  - ・各材料の形状、寸法等
  - ・剛性、減衰定数等
- (2)検査方法
- (3)検査設備の精度及び性能
- (4)製品の品質、検査、保管等
  - ①社内規格の具体的・体系的な整備
  - ②社内規格に基づく検査等の実施
- (5)品質保持に必要な条件
  - ①品質管理の組織的な運営
    - ・経営方針の確立
    - ・組織の責任
    - ・権限の明確化
    - ・教育訓練
  - ②品質管理推進責任者の選任

### 現在実施している審査

#### 認定(性能評価)時

(実地検査・書面審査・ヒアリングによる)

提出された試験データ等に応じた適切な基準値を定めているか

申請された検査方法、検査設備が具体的で適切か

平成28年(免震材料)  
平成29年4月(その他)からの強化内容

社内規格が適切なものとなっているか。  
所要のデータ補正も含めた品質検査方法が社内規格に定められているか。

製品の品質、検査結果等の製品の管理に関する事項が必要期間保存され、監査に対応できる体制が構築されているか。

必要な知識・経験を有する品質管理推進責任者が、製造部門から独立して選任されており、責任を持って品質管理を行う体制が構築されているか。

## 基本方針

①安全性に直結する種類の製品かどうか、②市場で検証がなされない製品かどうか、③過去に不正を行った企業かどうか、によってチェックの程度を変えて実施。

## 見直しの対象となる大臣認定品

次の①～④を除く大臣認定品を対象に検討（免震材料等の指定建築材料、大臣認定を必要とする特殊な構造方法である木造の壁の強度や鋼材の接合方法等）

- ①安全性に直結しない種類の製品 - 遮音構造、居室の床の防湿構造等
- ②市場で検証がなされる製品 - 定期報告制度等により事後的に確認される換気設備、防火設備、非常用照明、エレベーター等
- ③建築確認・検査での審査がチェック機能となっているもの（建築計画の認定） - 超高層建築物等の構造方法、耐火性能検証法、避難安全検証法等
- ④サンプル調査等により既にチェック機能が措置されている製品 - 耐火構造、防火構造、不燃材料等

## 免震材料以外の大大臣認定品について講ずる対策

公共工事における受入検査の状況など市場での検証の状況を個別に精査し、大臣認定品の種類に応じて、免震材料に準じたチェックを実施

## 免震材料（①安全に直結、②市場の検証困難）について講ずる対策【平成27年12月31日施行】

認定段階

### ○指定性能評価機関による審査の強化

- 工場等の生産現場における実地検査の実施（製品の性能試験への立ち会い、品質管理体制の審査）
- 品質管理体制の審査の強化
  - ・知識と経験を有する品質管理責任者が製造部門からの独立して選任されていること
  - ・工事施工者等に対して実機検査など必要な情報を提供し、「見える化」を行う計画となっていること
  - ・必要なデータ保存など、外部も含めた監査に対応できる品質管理に関する計画となっていること
  - ・所要のデータ補正も含めた性能検査の詳細について工程や作業標準に記載されていること等

製品出荷段階

### ○工事施工者等による性能確認、IS09001の認証機関による品質管理体制の確認の促進

- 認定段階の「見える化」の取組による実効性の確保
- 工事施工者、工事監理者に対して性能確認を要請
- 大臣認定取得事業者に対してIS09001の活用を要請

### ○国等による補完的なチェック

- ①指定性能評価機関等に委託し、サンプル調査を実施
  - ・検査の実施状況、所要のデータ補正の状況、検査結果の品質基準値への適合性を確認
  - ※サンプル調査の対象は、IS09001の認証機関によるサーベイランスが行われていないものに重点を置くなどメリハリをつけて実施
- ②国が委託した調査において疑念が持たれた企業等には、必要に応じて国が直接立入検査を実施

過去に不正を行った企業  
に対する重点的なチェック

性能試験のサンプル数を増やし、性能確認の確実性を向上

指定性能評価機関及び国が、品質管理体制に関する再発防止策の実施されていることを審査

国が、再発防止策が継続的に実施されていることを報告徴収及び立入検査により確認

サンプル調査の重点的な実施

# 性能評価機関による審査の強化（平成29年4月1日施行）

- ・免震材料については、平成27年12月31日に施行済み。
- ・免震材料以外の指定建築材料について、免震材料に準じた見直しを行う。

## 工場等の生産現場における実地検査の実施

指定建築材料について性能評価を行う場合には、工場等の生産現場において、①製品の性能試験及び②品質管理体制の実地確認を実施する。

**① 製品の性能試験の実地確認事項**

- ・指定建築材料の特に重要な材料特性について試験体を抽出し、評価員の立ち会いのもと試験を実施
- ・ただし、JIS Q 17025等の公正かつ適確な試験所において試験を行った場合を除く

**② 品質管理体制の実地確認事項**

- ・品質管理に関する事項のうち、特に重要な事項（出荷時の製品の検査方法等）を中心に、実地確認を行う
- ・ただし、JIS Q 9001等の認証を受け、適正な品質管理体制がとれていることを確認されている場合を除く

**重点確認対象者※**

※ 認定を受けようとする指定建築材料について5年以内に認定取消しを受けた者等はこれに該当

- ・指定建築材料の特に重要な材料特性について認定範囲全体の性能を把握するために必要な種類の試験を評価員の立ち会いのもと実施
- ・品質管理に関して、製品の製造から出荷時の検査までの全てのプロセスについて広範に、かつ、特に不正等のあった事項について詳細な実地確認を行う
  - 社内規格で決められた事項（製造、保管、検査等の方法等）が実施されていること
  - 社内規格で決められた書類等が適切に保存されていることを確認
  - 必要な精度・性能を有する検査設備が整備されており、適切な維持管理が行われていることを確認 等

## 品質管理体制の審査の強化

指定建築材料の品質管理体制については、次の点について審査を強化する。

### <品質管理推進責任者>

- ・必要な知識・経験を有する品質管理推進責任者が、製造部門から独立して選任されており、責任を持って品質管理を行う体制が構築されていること

### <必要な情報の見える化>

- ・所要のデータ補正も含めた品質検査方法について社内規格に定められており、工事施工者等に対して必要な情報を提供できる体制が構築されていること
- ・製品の品質、検査結果等の製品の管理に関する事項が必要期間保存されており、外部も含めた監査に対応できる体制が構築されていること

○ 建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（平成十二年建設省告示第千四百四十六号）

新旧対照表（平成 27 年 12 月 31 日施行）

改正前	改正後
<p>建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第三十七条の規定に基づき、建築物の基礎、主要構造部等の使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を次のように定める。</p> <p>第一・第二（略）</p> <p>第三 法第三十七条第二号の品質に関する技術的基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 次に掲げる方法により品質管理が行われていること。</p> <p>イ 社内規格が次のとおり適切に整備されていること。</p> <p>(1) 次に掲げる事項について社内規格が具体的かつ体系的に整備されていること。</p> <p>(i) 製品の品質、検査及び保管に関する事項</p> <p>(ii) 資材の品質、検査及び保管に関する事項</p> <p>(iii) 工程ごとの管理項目及びその管理方法、品質特性及びその検査方法並びに作業方法に関する事項</p> <p>(iv) 製造設備及び検査設備の管理に関する事項</p> <p>(v) 外注管理に関する事項</p> <p>(vi) 苦情処理に関する事項</p> <p>(2) 社内規格が適切に見直されており、かつ、就業者に十分周知されていること。</p> <p>ロ 製品及び資材の検査及び保管が社内規格に基づいて適切に行われていること。</p> <p>ハ 工程の管理が次のとおり適切に行われていること。</p> <p>(1) 製造及び検査が工程ごとに社内規格に基づいて適切に行われているとともに、作業記録、検査記録又は管理図を用いる等必要な方法によりこれらの工程が適切に管理されていること。</p> <p>(2) 工程において発生した不良品又は不合格ロットの処置、工程に生じた異常に対する処置及び再発防止対策が適切に行われていること。</p> <p>(3) 作業の条件及び環境が適切に維持されていること。</p> <p>ニ 製造設備及び検査設備について、点検、検査、校正、保守等が社内規格に基づい</p>	<p>建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第三十七条の規定に基づき、建築物の基礎、主要構造部等の使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を次のように定める。</p> <p>第一・第二（略）</p> <p>第三 法第三十七条第二号の品質に関する技術的基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 次に掲げる方法により品質管理が行われていること。</p> <p>イ 社内規格が次のとおり適切に整備されていること。</p> <p>(1) 次に掲げる事項について社内規格が具体的かつ体系的に整備されていること。</p> <p>(i) 製品の品質、検査及び保管に関する事項</p> <p>(ii) 資材の品質、検査及び保管に関する事項</p> <p>(iii) 工程ごとの管理項目及びその管理方法、品質特性及びその検査方法並びに作業方法に関する事項</p> <p>(iv) 製造設備及び検査設備の管理に関する事項</p> <p>(v) 外注管理に関する事項</p> <p>(vi) 苦情処理に関する事項</p> <p><u>(2) 製品の検査方法その他の製品が所定の品質であることを確認するために必要な事項が社内規格に定められていること。</u></p> <p><u>(3) 社内規格が適切に見直されており、かつ、就業者に十分周知されていること。</u></p> <p>ロ 製品及び資材の検査及び保管が社内規格に基づいて適切に行われていること。</p> <p>ハ 工程の管理が次のとおり適切に行われていること。</p> <p>(1) 製造及び検査が工程ごとに社内規格に基づいて適切に行われているとともに、作業記録、検査記録又は管理図を用いる等必要な方法によりこれらの工程が適切に管理されていること。</p> <p>(2) 工程において発生した不良品又は不合格ロットの処置、工程に生じた異常に対する処置及び再発防止対策が適切に行われていること。</p> <p>(3) 作業の条件及び環境が適切に維持されていること。</p> <p>ニ 製造設備及び検査設備について、点検、検査、校正、保守等が社内規格に基づい</p>

て適切に行われており、これらの設備の精度及び性能が適正に維持されていること。

ホ 外注管理が社内規格に基づいて適切に行われていること。

ヘ 苦情処理が社内規格に基づいて適切に行われているとともに、苦情の要因となった事項の改善が図られていること。

ト 製品の管理、資材の管理、工程の管理、設備の管理、外注管理、苦情処理等に関する記録が必要な期間保存されており、かつ、品質管理の推進に有効に活用されていること。

六 その他品質保持に必要な技術的生産条件を次のとおり満たしていること。

イ 次に掲げる方法により品質管理の組織的な運営が図られていること。

(1) 品質管理の推進が工場等の経営指針として確立されており、品質管理が計画的に実施されていること。

(2) 工場等における品質管理を適切に行うため、各組織の責任及び権限が明確に定められているとともに、品質管理推進責任者を中心として各組織間の有機的な連携がとられており、かつ、品質管理を推進する上での問題点が把握され、その解決のために適切な措置がとられていること。

(3) 工場等における品質管理を推進するために必要な教育訓練が就業者に対して計画的に行われており、また、工程の一部を外部の者に行わせている場合においては、その者に対し品質管理の推進に係る技術的指導が適切に行われていること。

ロ 工場等において、品質管理推進責任者を選任し、次に掲げる職務を行わせていること。

(1) 品質管理に関する計画の立案及び推進

(2) 社内規格の制定、改正等についての統括

(3) 製品の品質水準の評価

(4) 各工程における品質管理の実施に関する指導及び助言並びに部門間の調整

(5) 工程に生じた異常、苦情等に関する処置及びその対策に関する指導及び助言

(6) 就業者に対する品質管理に関する教育訓練の推進

(7) 外注管理に関する指導及び助言

て適切に行われており、これらの設備の精度及び性能が適正に維持されていること。

ホ 外注管理が社内規格に基づいて適切に行われていること。

ヘ 苦情処理が社内規格に基づいて適切に行われているとともに、苦情の要因となった事項の改善が図られていること。

ト 製品の管理 (製品の品質及び検査結果に関する事項を含む。)、資材の管理、工程の管理、設備の管理、外注管理、苦情処理等に関する記録が必要な期間保存されており、かつ、品質管理の推進に有効に活用されていること。

六 その他品質保持に必要な技術的生産条件を次のとおり満たしていること。

イ 次に掲げる方法により品質管理の組織的な運営が図られていること。

(1) 品質管理の推進が工場等の経営指針として確立されており、品質管理が計画的に実施されていること。

(2) 工場等における品質管理を適切に行うため、各組織の責任及び権限が明確に定められているとともに、品質管理推進責任者を中心として各組織間の有機的な連携がとられており、かつ、品質管理を推進する上での問題点が把握され、その解決のために適切な措置がとられていること。

(3) 工場等における品質管理を推進するために必要な教育訓練が就業者に対して計画的に行われており、また、工程の一部を外部の者に行わせている場合においては、その者に対し品質管理の推進に係る技術的指導が適切に行われていること。

ロ 次に定めるところにより、品質管理推進責任者が配置されていること。

(1) 工場等において、製造部門とは独立した権限を有する品質管理推進責任者を選任し、次に掲げる職務を行わせていること。

(i) 品質管理に関する計画の立案及び推進

(ii) 社内規格の制定、改正等についての統括

(iii) 製品の品質水準の評価

(iv) 各工程における品質管理の実施に関する指導及び助言並びに部門間の調整

(v) 工程に生じた異常、苦情等に関する処置及びその対策に関する指導及び助言

(vi) 就業者に対する品質管理に関する教育訓練の推進

(vii) 外注管理に関する指導及び助言

(viii) 製品の品質基準への適合性の承認

(ix) 製品の出荷の承認

(2) 品質管理推進責任者は、製品の製造に必要な技術に関する知識を有し、

<p>2 前項の規定にかかわらず、製品の品質保証の確保及び国際取引の円滑化に資すると認められる場合は、次に定める基準によることができる。</p> <p>一 製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が、日本工業規格Q九〇〇一（品質マネジメントシステムー要求事項） ー二〇〇〇の規定に適合していること。</p> <p>二 前項第一号から第四号まで及び第六号ロの基準に適合していること。</p> <p>三 製造をする建築材料の規格等に従って社内規格が具体的かつ体系的に整備されており、かつ、製品について規格等に適合することの検査及び保管が、社内規格に基づいて適切に行われていること。</p>	<p><u>かつ、これに関する実務の経験を有する者であって、学校教育法に基づく大学、短期大学若しくは工業に関する高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校若しくは外国におけるこれらの学校に相当する学校の工学若しくはこれに相当する課程において品質管理に関する科目を修めて卒業し、又はこれに準ずる品質管理に関する科目の講習会の課程を修了することにより品質管理に関する知見を有すると認められるものであること。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、製品の品質保証の確保及び国際取引の円滑化に資すると認められる場合は、次に定める基準によることができる。</p> <p>一 製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が、日本工業規格Q九〇〇一（品質マネジメントシステムー要求事項） ー二〇〇〇の規定に適合していること。</p> <p>二 前項第一号から第四号まで、<u>第五号イ(2)並びに第六号ロ</u>の基準に適合していること。</p> <p>三 製造をする建築材料の規格等に従って社内規格が具体的かつ体系的に整備されており、かつ、製品について規格等に適合することの検査及び保管が、社内規格に基づいて適切に行われていること。</p>
---	--

国住指第 2352 号

平成 30 年 10 月 17 日

各 位

国土交通省住宅局建築指導課長

免震ダンパー等の品質管理体制に関する実態調査について（依頼）

平素より、建築指導行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

今般、KYB(株)及びカヤバシステムマシナリー(株)が、免震・制振オイルダンパーの性能検査において、検査データを不適切に書き換えて出荷していたことが明らかとなりました。

かかる事案は、建築物の所有者や使用者等に不安を与え、かつ、建築物の安全・安心に対する国民の信頼を揺るがす行為であり、極めて遺憾です。

こうしたことから、この度、建築基準法第 37 条の規定に基づく指定建築材料の認定（以下「大臣認定」という。）を受けている事業者を対象として、下記により免震ダンパーなどの免震材料及び制振ダンパー（以下「免震ダンパー等」という。）の品質管理体制に関する実態調査を実施いたします。

各位におかれましては、国民の生命、健康及び財産の保護を目的とする建築基準法の遵守を図るとともに、国民の不信・不安を払拭するため、ご協力をお願いいたします。

なお、必要に応じ追加的な調査、ヒアリング、品質管理体制の強化等の指導をさせて頂く場合があります。

記

## 1. 対象となる建築材料

平成 30 年 10 月 16 日時点で、大臣認定を受けている事業者が建築材料として生産する全ての免震ダンパー等（ただし、平成 27 年 3 月 19 日付国住指第 4852 号及び平成 27 年 4 月 15 日付国住指第 224 号において既に調査対象となった大臣認定番号のものを除く。）を対象とします。具体的には別紙 1 を参照ください。

なお、別紙 1 の表は、国土交通省において管理している情報に基づき作成したのですが、もし内容に不足や誤りがあれば、各位において追加・訂正をお願いします。

## 2. 調査の内容・方法

### (1) 大臣認定不正取得の有無

1. において対象とすることとしている免震ダンパー等のうち大臣認定を受けたものについて、性能評価時に製品の検査データの書き換えを行っていないか、その他不

正により性能評価を受けていないかについて、当時指定性能評価機関へ提出した検査データ等の技術資料と当該検査に係る帳簿等との照合、担当者への聴取等により社内調査を行って下さい。

## (2) 大臣認定や顧客との契約内容に適合しない製品の出荷の有無等

1. において対象とすることとしている免震ダンパー等について、製品出荷までの各種製造工程において検査データの書き換えを行っていないか、その他不正により大臣認定や顧客との契約内容に適合しない製品の出荷を行っていないかについて、製品出荷までの各種製造工程における検査データと当該検査に係る帳簿等との照合、担当者への聴取等により社内調査を行って下さい。

さらに、既に全ての免震ダンパー等の製造を終了している場合を除き、現時点で免震ダンパー等を取り扱っている場合には、製品出荷前の性能検査において使用する検査装置の操作盤等において不正な係数の入力や、その他の行為による改ざんのおそれがないかどうか、検査不合格の場合の処置が適切になされているかどうか、さらに、大臣認定を受けたものについては現行の建設省告示第 1446 号に照らした場合に必要な品質管理体制が確保されているかどうかについて、指定性能評価機関による調査を受けて下さい。

なお、国土交通省からは、指定性能評価機関に対し、上記調査に関し協力いただけるよう依頼していることを申し添えます。

## 3. 報告書の提出

平成 30 年 12 月 21 日までに、別記様式に、2. (2) に関する指定性能評価機関による調査の報告書を添付し、以下の宛先に郵送でご提出いただくとともに、このうち別記様式第二面及び第三面については、郵送でのご提出に加え、電子データにて以下のメールアドレスへ送付いただけますようお願いいたします。

(報告書の提出先)

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3  
国土交通省住宅局建築指導課 構造認定係

(別記様式第二面及び第三面の送付先)

国土交通省住宅局建築指導課 構造認定係  
hqt-kenshi@ml.mlit.go.jp

## 4. 問合せ先

代表番号：03-5253-8111（内線：39-577） 夜間直通：03-5253-8513

以上

(別記様式)

## 免震ダンパー等の品質管理状況等に関する実態調査報告書

(第一面)

平成30年10月17日付けの通知(国住指第2352号)で依頼を受けた免震ダンパー等の品質管理状況等に関する実態調査の結果について報告いたします。この報告書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

国土交通省住宅局建築指導課長 殿

平成 年 月 日

報告者名 \_\_\_\_\_ 印

担当者氏名	
住所	
電話番号	
E-mail アドレス	

## (第二面)

構造方法等の認定を受けた 免震材料の名称	申請者の氏名又は 名称 <sup>※1</sup>	申請者の住所 <sup>※2</sup>	性能評価機関 の名称	認定番号	認定年 月日	旧認定 番号 <sup>※3</sup>	調査の 結果 <sup>※4</sup>	使用実 績 <sup>※5</sup>	既に製造 終了 <sup>※6</sup>

- ① ※1の項については、構造方法等の認定（以下「大臣認定」という。）の認定書に書かれている申請者名（社名・団体名を含む。）を記入してください。
- ② ※2の項については、大臣認定の認定申請書に書かれている申請者の住所を記入してください。
- ③ ※1及び※2の項について、社名、住所等が変更されている場合は、同じ欄の中にかっこ書で現在の社名、住所等を記入してください。
- ④ ※3の項については、免震材料が移行認定の対象となっていた場合のみ記入してください。
- ⑤ ※4の項については、下表に従って数字を記入してください。なお、該当する項目が複数ある場合は、調査の結果欄に複数の番号を併記してください。

「大臣認定不正取得」および「大臣認定や顧客との契約に適合しない製品の出荷等」がないことが確かめられた場合	0
「大臣認定不正取得」が確かめられた場合	1
「大臣認定や顧客との契約に適合しない製品の出荷等（うち、現行の建設省告示第1446号の品質管理体制に関する部分を除く。）」が確かめられた場合	2-1
「大臣認定や顧客との契約に適合しない製品の出荷等」のうち「現行の建設省告示第1446号の品質管理体制が確保されていないこと」が確かめられた場合	2-2
その他の内容で不正が行われていることが確かめられた場合	3
平成27年度の実態調査において既に調査済みの場合	4

- ⑥ ⑤において0又は4以外を選択した場合、別紙（様式自由）を追加して不正の実態について具体的に報告して下さい。
- ⑦ ※5の項については、使用した実績がある場合は「有」、実績がない場合は「無」を記入してください。
- ⑧ ※6の項については、既に製造を終了している場合は「○」を記入してください。
- ⑨ 記入欄が不足する場合には、第二面を適宜追加してください。

## (第三面)

制振ダンパーの名称※1	品質管理を行うものの 氏名又は名称※2	品質管理を行うものの 住所※3	調査の 結果※4	使用実 績※5	既に製造 終了※6	認定番号※7	認定年 月日※7	旧認定 番号※7	性能評価機 関の名称※7

① ※1の項については、制振ダンパーとして製造・出荷・販売を行っている製品（過去に製造等していた製品を含む。以下同じ。）の名称を記載してください。

② ※1の項について、一の製品名称で複数の仕様を有する製品については、各仕様毎に記載してください。

③ ※2及び※3の項については、制振ダンパーとして製造・出荷・販売を行っている製品の品質管理を行う主たる事業者の名称・住所を記載してください。

④ ※4の項については、下表に従って数字を記入してください。

「顧客との契約に適合しない製品の出荷がないこと」が確かめられた場合	0
「顧客との契約に適合しない製品の出荷」が確かめられた場合	1
その他の内容で不正が行われていることが確かめられた場合	2

⑤ ④において0以外を選択した場合、別紙（様式自由）を追加して不正の実態について具体的に報告して下さい。

⑥ ※5の項については、使用した実績がある場合は「有」、実績がない場合は「無」を記入してください。

⑦ ※6の項については、既に製造を終了している場合は「○」を記入してください。

⑧ ※7の項については、免震材料として構造方法等の認定を受けた材料を制振ダンパーとして製造・出荷・販売を行っている場合、当該認定に係る情報を記載してください。

⑨ 記入欄が不足する場合には、第三面を適宜追加してください。